

## 第7回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後3時00分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 報告第14号 非農地証明願いについて
  - 日程第 4 報告第15号 農地法第18条の規定による届出について
  - 日程第 5 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第 6 議案第24号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について
  - 日程第 7 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第 8 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第 9 議案第27号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

悪天候の中、出席頂きましてご苦労様です。今年は元日早々に午後4時位に石川、能登半島の災害、夕方には、羽田空港での空港事故で尊い命が亡くなったということで、心からお見舞い申し上げたいと思います。今年の正月は、大晦日から、地元の中津川の方でも、ほとんど長靴を履くことがない、お正月を迎えられたということで良いお正月でした。大寒に雨が降り、川が洪水のように増水したり、河川工事に入っている業者さんが大変になっていますが、今年の異常気象の前兆でないと良いと思ったところでありました。12月の議会だよりを見せて頂いて、議会からの農業に対する農政の在り方、農業を将来、どのように持っていこうか、という質問に対して、町長並びに局長の方が、答弁をしておりましたが、やはり基本になるところが、地域計画を軸とした農業振興を掲げて行きたいという、町長並びに局長の答弁にありました通りに、我々も期限は先になると思いますが、スピード感を持って、一致団結して、農業委員、推進委員、事務局で地域に入りながら、地域計画の策定に取り組んで行きたいと改めて感じたところでありました。策定には、各市町村、難儀をしているようですが、飯豊町は、飯豊町らしさを出しながら取り組んで、飯豊町全体を考えるような、そういう計画になればと、自分ながらに思っているところでありました。皆様のご協力をお願いしながら、新年の挨拶とさせていただきます。それでは、ただいまより第7回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「会議録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第14号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

非農地証明願いの報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字牛子坂一 3170-17	
	地目地積	畑1筆で100㎡	

飯豊町役場から南東へ約3キロメートルの位置にある、〇〇〇近くの農地です。詳細な場所については位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、平成元年頃に伯父の部屋を増築した際、建物が建てられ、すでに農地性が失われているものです。非農地証明事務取扱要領に基づき、1月9日、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の農業委員3名と事務局手塚で現地確認を行いました。

議 長

報告ですので、ご了承ください。それでは日程第4報告第15号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは農地法第18条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字外記川原 3075-2 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で6,588 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字外記川原 3075-2 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で6,588 m <sup>2</sup>	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西田尻 3708 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で6,002 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西田尻 3708 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で6,002 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 4012	
	地目地積	田1筆で8,616 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 4012	
	地目地積	田1筆で8,616 m <sup>2</sup>	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字丹後屋敷 2975	
	地目地積	田1筆で2826 m <sup>2</sup>	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字北目 3929-1	
	地目地積	田1筆で2,520 m <sup>2</sup>	

以上、8件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第5報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字中通 5306-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 1 筆で 2,181 m <sup>2</sup>	
2 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字入田 465-1 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 16 筆畑 3 筆で 10,752 m <sup>2</sup>	
3 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字中洞二 6529 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,888 m <sup>2</sup>	
4 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字中川原八 2150-4 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 3 筆で 1,184 m <sup>2</sup>	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 8 月 20 日、あっせんの希望はありません。2 番は、相続によるもので、取得日は令和 4 年 12 月 13 日、あっせんの希望はありません。3 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 12 月 24 日、あっせんの希望はありません。4 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 12 月 24 日、あっせんの希望はありません。以上、4 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第5議案第19号「利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、利用意向調査に伴う農地・非農地について説明させていただきます。先月もありましたが、その後に所有者の方から、利用状況調査に伴う回答がありましたので、追加させていただきます。

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野二 2248-2	
	地目地籍	田 1 筆で 67 m <sup>2</sup>	

2 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野二 2254-1	
	地目地籍	田 1 筆で 39 m <sup>2</sup>	
3 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字湯ノ花 3961-1	
	地目地籍	田 1 筆で 472 m <sup>2</sup>	
4 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字寺ノ下 5853	
	地目地籍	田 1 筆で 1,998 m <sup>2</sup>	
5 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字沼袋 2904	
	地目地籍	田 1 筆で 599 m <sup>2</sup>	
6 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字上ノ原 3349 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 1,477 m <sup>2</sup>	
7 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3419 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 1,607 m <sup>2</sup>	
8 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字三ノ坂 2936-1	
	地目地籍	畑 1 筆で 3,398 m <sup>2</sup>	
9 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字漆穂 1720-1	
	地目地籍	畑 1 筆で 127 m <sup>2</sup>	
10 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字金山沢 3869-1	
	地目地籍	畑 1 筆で 3,123 m <sup>2</sup>	
11 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字谷地頭 502	
	地目地籍	田 1 筆で 1,319 m <sup>2</sup>	
12 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北山神西 1719-戊	
	地目地籍	田 1 筆で 13 m <sup>2</sup>	
13 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1098	
	地目地籍	田 1 筆で 423 m <sup>2</sup>	

14番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字岩ノ鼻一 1751-1 はじめ 11 筆	
	地目地籍	田 11 筆で 5,848 m <sup>2</sup>	
15番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字湯ノ花 2957	
	地目地籍	田 1 筆で 744 m <sup>2</sup>	
16番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字堀切沢 1375-1 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 4,576 m <sup>2</sup>	

以上、16件、非農地と判断したいと思いますので、ご検討宜しくお願い致します。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　〇〇〇も耕作しなくなってから 10 年以上経っていますが、どうしたらいいでしょうか。

事務局 　　今回の非農地については、農地パトロールで見つかった土地が上がったもので、農地パトロールで指摘がない農地は、案件に上がっていません。もし、他にあるようでしたら、次回の農地パトロールの時に、もう一度見てもらうか、非農地証明を出してもらうかなど、お願いいたします。なお、農地水で活動している農地であれば、地域で作り直す等の検討をお願いしたいと思います。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　6 番の案件ですが、農地パトロールに行ったときに、復旧できないと思いました。1 本だけ木が生えていて、周りが転作で牧草をしているならば、一緒に、草を刈るとうして、維持できないか。今のうちだと、牧草して認めて頂けると思います。

〇〇〇 　　そういうことなら、再調査をして、本人からお伺いをしたいと思います。

議 長 　　前段の協議の中で、再協議が必要だという意見がありました。6 番、7 番の案件は、農地でよろしいでしょうか。

委 員 　　全員了解

議 長 　　6 番、7 番を除いての案件について、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下野 2367-2 はじめ 30 筆	
	地目地積	田 36,802.18 m <sup>2</sup> 畑 143 m <sup>2</sup>	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原二 1317 はじめ 6 m <sup>2</sup>	
	地目地積	田 4 筆畑 2 筆で 5,490 m <sup>2</sup>	
3番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字折立沢前 570 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 5,765 m <sup>2</sup>	

以上3件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件ですが、親子間の使用貸借であります。〇〇〇の作付け状態は何も異常がありませんので、適正だと判断しておりますので、よろしくご審議お願い致します。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2番の案件ですが、親子間の使用貸借であります。今までも〇〇〇が田んぼを作っていましたので、何ら問題ないと思われます。

議長 3番の案件について説明致します。親子間の使用貸借で更新であります。〇〇〇は〇

〇〇に勤務されておりました、それと一緒に、自分の農地を耕作していて、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第8議案第26号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、説明致します。所有権移転が4件、新規の利用権が6件、利用権の再設定が10件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町西 3061	
	地目地積	田 1 筆で 1,776 m <sup>2</sup>	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字外記川原 3075-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,588 m <sup>2</sup>	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字外記川原 3077 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,745 m <sup>2</sup>	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 4012	
	地目地積	田 1 筆で 8,616 m <sup>2</sup>	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字田中向 5031 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,387 m <sup>2</sup>	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇



	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字毛下野中 4688-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,025 m <sup>2</sup>	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原西 6069 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,918 m <sup>2</sup>	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原北 6249 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 9,175 m <sup>2</sup>	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字荻ノ袋 187-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,459 m <sup>2</sup>	
10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字浅袋 2887-3 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,103 m <sup>2</sup>	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字梨ノ木田 4130	
	地目地積	田 1 筆で 2,765 m <sup>2</sup>	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字梨ノ木田 4131 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,615 m <sup>2</sup>	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2955 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 8,242 m <sup>2</sup>	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3463 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,024 m <sup>2</sup>	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3466 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,525 m <sup>2</sup>	
16	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字高田 3952 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,118 m <sup>2</sup>	
17	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字原 4053-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,474 m <sup>2</sup>	
18	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字中野 1446	
	地目地積	田 1 筆で 2,994 m <sup>2</sup>	
19	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町北 1607 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,230 m <sup>2</sup>	
20	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原四 557-4	
	地目地積	田 1 筆で 401 m <sup>2</sup>	

20 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件の〇〇〇は体調不良で農業をリタイヤされるということでした。受け手の〇〇〇は稲作と繁殖牛を盛んにやっておられる方ですので、何ら問題ないと思われます。10 番の〇〇〇もリタイヤされるということでした。受け手の〇〇〇も稲作と繁殖牛を手広くやられている方ですので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2 番、3 番の案件ですが、外記川原は、災害で作付け出来ない場所でしたが、〇〇〇に譲渡するということで、価格も問題ないですし、問題ないと思われま。後、登記後に、農地中間管理機構を通して、〇〇〇の方に貸すとお聞きしております。5 番、6 番の案件ですが、隣になる田んぼなので、了承して頂きました。13 番、14 番、15 番は再設定ですので、問題ないと思われま。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 9 番の案件ですが、新規の使用貸借であります。〇〇〇は上野地区の転作組合で〇〇さんの土地をお借りして以前から作付けをしております。今回、残ったところも借りて頂きたいということで、〇〇〇が借りることになりました。ただ、10 年くらい牧草を作っていたので、すぐに作付けできないということから、水利費を地主さん、小作料を 0 円という契約になっております。0 円となっておりますが、牧草と確認して頂いた後に、プラウで起こして、畦畔を付けて、代をかいて、来年作付けできれば、ホールクropp等で収量を上げたいということでした。ただ、10 年近く休んでおりますので、1 年でできるのか疑問がありますので、今年は 0 円をお願いするということになります。私の考えでは、地主さんに少し我慢して頂くことにはなりますが、こういう形で水田に回復していただけるなら、このような方法も進めていった方が良いでしょうと判断をしまして、〇〇〇もしっかりした会社でありますので、間違いはないと考えております。よろしくご審議お願いします。11 番から 19 番までは再設定で、両者合意の元です。〇〇〇も作付け等問題ないので、よろしくご審議お願いします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 4 番の案件ですが、以前から〇〇〇が耕作していた農地であります。今回、〇〇〇から売買の申し出がありまして、今回の経過に至ったわけですが、〇〇〇につきましては、水稻など規模拡大をしながら、一生懸命やっている農家でありますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 7 番の案件ですが、〇〇〇と、〇〇〇は親戚でありまして、作業委託で請け負っていましたが、今回、貸し借りということで、新規にしたようです。8 番の案件ですが、今まで作業委託だったんですが、今度から貸借にしたようです。双方ともに納得した金額ですので、何ら問題ないと思われま。

議長 それでは質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしく  
お願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終  
了いたしました。第7回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦劳様でした。  
（午後2時34分閉会宣した。）  
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年1月25日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員（4番） \_\_\_\_\_

署名委員（5番） \_\_\_\_\_